

嶼連盟は、いわゆる融和運動とは一線を画して、水平運動との対比で考察すると興味深い組織である。この間、前田三遊の影響を受けつつルソーやモンテスキューを学んだとされ、島嶼連盟の宣言や決議にはその片鱗が見られる。「社会の同情的行為を排除し、人間冒瀆に対する真実の反省を促す」(決議)はその好例であろう。

山本政夫は、傑出した人物と言われ、それを物語るエピソードは多い。1960年後半、失明のために資料を見ることなく多くの事項を口述する抜群の記憶力や的確な発言もその人物評の根拠だろう。しかし山本政夫が有能であったのは、そうした記憶力やまた、彼自身のアイデアで周囲や官を相手に運動や事業を興していったからだけではない。1930年から45年までの間、山本政夫は大政翼賛会の地方部長の職にあったが、翼賛会の解散に際してその後始末を伯爵で貴族院議員の有馬頼寧に依頼でなしとげているが、このことがより山本の資質をよく物語ると言える。

戦後『内閣同和对策審議会答申』を中心になって執筆したと言われることからその高い能力は立場を超えて評価されている。しかし、山本政夫が個人的に優れた資質を持った人物であったことは疑いないことだとしても、彼が活動を開始する以前の都市部の被差別部落では既に階級の分化が決定的となっていて、そうした状況の反映としてその「才能」は考えられるべきである。広島市の福島町では、極端な人口増とともに、食肉業や皮革産業を中心とした軍需によって富の蓄積が部落内の経営者の中にあり、その結果貧富の差が拡大していった。部落内の富裕層が支持する官制の福島町一致協会に対する青年層の反発が新しい運動へとつながるには時間を要さなかったが、では、大柿町の状況はどのようなものであったのだろうか。山本政夫自身がどの階層に属していたか現状では断定できない。ただ世界的に帝国主義の時代背景の中で被差別部落に生まれ育ち差別に抗した最初の一群の一員であった。特筆すべきことではあるが、冒頭述べたように、あの時代にあった突出した世代に共通の現象であったと言える。水平運動がどこで誕生しても不思議ではない時代の人物でもあった。

ところで、山本政夫自身が後世「プハーリンを学んだ」と述べたことがあった。確かに『融和事業研究』第五輯「小学修身教科書と封建的イデオロギー」(1929年6月15日)においてプハーリンの身分論を肯定的に捉え、日本の身分制解明とそれからの解放の論拠としている。

プハーリン(1888～1938)は、中学教師の子として生まれた革命ロシアソ連の政治家・経済学者である。レーニンとともに国際労働運動に参加。1917年2月革命後帰国、同年8月ボルシェヴィキ党中央委員となり、プレスト＝リトフスク講和に反対した同党左派を率い、政治局員、「ブラウダ」主筆、コミンテルン執行委員長を歴任。1928年には党内の右翼反対派の指導者の一人となり、スターリンと対立、1937年「右翼トロツキスト陰謀事件」に関係したとして、1938年3月15日銃殺された。マルクス経済学理論家としても知られ、『世界経済と帝国主義』『転換期の

経済学』などの著書がある。つまり、リアルタイムで世界の情報から学び、一般的状況としての左傾化ということではなく、被差別部落であること、被差別体験を有することとそれを背景としてどのようなプロセスを通して部落差別と相対するための思想を獲得していったかを解明する一つの典型として扱える。

ブハーリン主義者である一方で山本政夫は、徹底した「経済厚生」主義者でもあった。京都から帰郷直後の1920年には既に地元大柿において、大規模で漁業を生業とする被差別部落内での自力更正運動をおこし、漁業協同組合内部に購買部を設けて生活必需品の協同購入を実施する。この点で山本政夫の思想と運動は、特に初期の水平運動とは際立った異なりを見せる。

島嶼連盟時代、短い期間ではあったが、水平社的思想をもっていたとされ、かつ、水平社に共感さえもっていた山本は、一転、水平社批判を積極的に展開する。『融和事業研究』第三集（1929年）において発表した「水平運動の凋落過程と新展開の成否」は、水平運動が融和運動のあり方に与えた積極的側面を評価しつつ、コミューンテレンの文献も引用する緻密な論証で「水平運動の新展開は困難」と結論づける。それは、当時の部落解放運動へ山本政夫が抱いた期待の高さとそうであるが故に感じた絶望の深さの表現である。筆者は、水平運動が水平運動たり得たのは全国水平社創立から1年程度と仮説をたてているが、山本政夫の研究は、水平運動の思想的内実と被差別部落全体の運動を立体的に解明することになる。広島県共鳴会の会員名簿と広島県水平社員やそれに関係する人々の名簿には多くの重複が見られるように、水平運動や共鳴会の運動を一つの表現として突出させた被差別部落の内部に起っていた地殻変動のごときムーブメントを解き明かすことになる。これは必ずしも融和運動や解放運動と言われる「運動」に限定するものではない。被差別部落の内部に起っていた質的变化をも解明することも意味している。言い換えると、山本政夫を一つのモデルとして、その思想と行動などを分析することは、当時の被差別部落の人々、特に、青年たちの周辺で起った経済、環境の変化や、更には人々の自我形成の内的変化とその背景を解明することになる。

2. 融和主義とは何か、融和主義に対立する概念とは何か

これまで、部落解放運動史の研究において、融和的運動特に部落改善運動に一定の評価を与えつつ、その限界性をもって融和運動の対立軸としての水平運動に対する過大な評価が与えられてきた。しかしその場合、融和主義と融和運動、部落改善運動、更に解放運動について、厳密な概念規定を行い、その上に立って、客観的で歴史的な評価があったかという点、必ずしもそうとは言えない。融和主義を保守的、体制的であり、支配者的立場からする暫時的差別解消と事業費などによって被差別部落が買収された形態とし、これに先行するものとして部落改善運動を位置づけ、この融和主義の対極としての「真の解放」を説く人間的、民主主義的、社会主義

的解放があるとするなら、保守的とは何か、体制的とは何を意味するのか、また、「真」は何をもって「真」とするのか、民主主義的や社会主義的であるというボーダーはどこか、そもそも社会主義によって解放を実現しえるのか、など極めて多くの問題が発生する。「真の解放を人間的」などという曖昧な表現は、すべて水平運動とそれに出自を求める運動をほぼ無条件に肯定するところから発生する思考法である。

山本政夫は、地元大柿町において漁業組合や黎明会結成にかかわり、地域志向が強い一方、中央では戦前の中央融和事業協会から大政翼賛会、戦後は、1960年から全日本同和会と内閣の同和对策審議会設置の仕事にかかわる。1967年には、内閣同和对策審議会専門委員として活動し、答申の教育に関する要項を『同和教育の基本問題』にまとめている。前述のように、伝え聞くとところによると『答申』全体が山本政夫に依るところが大きいという。こうした山本政夫の業績は、戦前から一貫していた経済的自力更生思想に基づく融和運動の集大成であった。だとするなら、この答申を一方の根柢としてふくれあがった戦後の部落解放運動がその指導理念において反融和主義であるとする論理的根柢はどこにあるのかという問いが発生する。いま、進行する政治的現実にはプラグマティックに対応する方法ではなく、求められるのは純粋に論理的な整合性をもつ思想としてラディカルな見解が求められている。戦後は、戦前と異なって民主的国家であるなどという欺瞞も排除しなければならない。

融和主義には、権力など外部から持ち込まれる融和主義と、被差別部落の内部にある融和主義があるが、この問題についても従来の方法では明確にならないと考える。もし、内部の融和主義が事業費による「買収」によって成立するとするなら、融和主義は基本的に権力による強制力となる。しかしそれを受け入れる受容体としての思想が内部にはあったはずである。それは何であるのか。つまり「融和主義とは何か」が問われることになる。「人間の解放」にとって融和主義が対立する概念であるとするなら、それはなにか。水平運動を批判した山本政夫の運動が、山本政夫に関して言うと、彼の運動や思想が水平運動に対する融和運動であるという根柢は何か、ということである。現実の被差別部落では水平運動も融和運動も大差なく受け止められ、すべてが部落の運動として存在していたのである。山本政夫はまさにこうした状況を体現するかのように登場した人物であり、その思想と行動を解明することは、被差別部落の運動の思想を総合的に立体的に捉えることになる。

もっと端的に言うと融和主義とその対極として存在するであろう「解放の思想」とはどのような概念であるかが問われるのである。山本政夫研究はこのことをあぶり出す。融和主義と解放の概念を問題とする研究である。

3. 融和から同和へ、近代国家と被差別部落

従来、部落解放運動史の研究は、被差別部落側、特に水平運動に基軸を

おくものが殆どであった。古いところでは、井上清は全国水平社左派の立場から部落解放運動史を述べている。そして、これに対する批判があるが、しかしその批判の枠組みもまた水平運動論が基軸になっていることは否めない。多くの研究が水平社宣言を出発点として記述され始めるのは、それが肯定的であれ批判的であれ明らかに軸足が水平運動におかれていることを物語っている。あるいはまた、労働運動や社会主義運動と被差別部落との関連についての研究においても水平運動を基軸に展開されている場合が多い。もう一つの傾向は、「立場」からのアプローチである。「国民融合論」の立場から行う「部落運動史研究」あるいはそれに反対する立場から行う「部落運動史研究」がそれである。こうした方法は確かに部落委員会活動の研究などの部落史にとってミクロの研究にはその立場の理解という意味において必要なことかもしれないが、だからといって今更「講座派」的立場など歴史のくず籠からぼろ布を拾い集めるようなものである。未だに硬直した人民史観の範疇にあるのが「部落運動史研究」である。ちなみに前出の福島町一致協会は「最近まで被差別部落大衆の解放への欲求を背景にした自主的団体」とされていたが、実は成立から運営に至る全過程を警察が徹底して管理運営した団体であった。この従来への誤りも、人民史観ならぬいわば「部落史観」のなせることである。

また、最近の部落解放運動の「現実」を反映して「国民」的な課題として企業も一般の人々も参加する運動の土壌への理論的基礎付けとしての「部落運動史研究」を求める傾向もある。何故、既定の路線に研究をあわせる必要があるのか、研究の目的も含め筆者は、理解に苦しむ。

明治維新直後、新政府の公議所では、被差別部落を巡る議論が盛んに展開されたと言われる。例えば部落「廃止」論を公議所に提出した帆足龍吉の養父である帆足万里にはあまりにも有名な『東潜夫論』がある。また、加藤弘之の公議所への建議もよく知られる。こうした議論は、ことごとく、世界史的には帝国主義の時代に遅れて帝国主義的市場争奪戦の中に投げ込まれた新国家の態勢を構築するという立場からなされたものであることも言うまでもない。『東潜夫論』一つとりあげても、それは北から迫り来るロシアの脅威に対して、被差別部落を北方防衛にあたらせるというもので、それ以外の何ものでもない。穢多地を廃止して里数を改訂するという議論などもあったが、決して過大評価すべきではない。えた身分、非人身分の取り扱いに関する議論の一方で、明治政府は、1971年に太政官布告を出して、「身分の廃止」を決定するが、時間的な経過から言うと、公議所の議論は既に幕末から問題とされていたところであり、取り立てて政府や論客の解明性を論じるようなものではない。

江戸中期から顕著となっていた被差別部落内の経済的向上の更なる促進のための「自由化」の実現、それによって起こる人口増加、そしてそこから必然的に起こる人口の流動化に対処する世界史的に帝国主義的段階において出発した新政府の方針に他ならない。更には「戸籍」の編成を通して

人心を掌握するという日本独特の統治方法を貫徹するために出された布告である。この布告や前後の議論が被差別部落内部に解放への欲求を醸成したとする考え方も成り立たなくもないが、もし、この時期にそのような意識の変化があったとすると、それは、部落内の経済的变化によってまず起こったことであって、布告はそのトリガーであって、後世政府追及の梃となり得るものであったとしても直接的契機とすることはできない。

では、この布告における明治新政府の意図は何であったのだろうか。

明治政府は、近代的国家を建設するにあたって、資本主義の発展とともに進行しつつあった共同体の崩壊をまえに、幕府を中心とした藩による連合国家的であった幕藩体制とそれを支えた末端までのイデオロギーと支配の装置の変更を早急に実施する必要性があった。ヨーロッパにおいては、市民と市民を取り結ぶ規範としてのキリスト教が存在し、彼らの価値観の根底を形成していた。国家と市民の関係もこの期範によって成立していた。しかし、日本においては、仏教的、儒教的、あるいは神道的で日本的なものが存在はしたものの、その存在が近代国家への国民形成とその統一へのイデオロギー的要素とはなりえなかった。国民や民族を統一するキリスト教のような存在が日本にはなかったのである。新渡戸稲造が創作した「武士道」もヨーロッパのキリスト教的規範に対応する人工物としての西欧的道徳の代用であり、イデオロギー的支配の脆弱性に規定されていた。

しかし登場するのは、京都の片隅で貧しい暮らしをしていた天皇であり、天皇制であった。日本の近代は、近代とともっとも対極にあるべき戸籍の編成とともに天皇の象徴としての復権によって始まる。そして、このことによって、日本社会のあらゆる階層の天皇制による直接的支配がはかられる。もともと日本の社会は「小天皇」を頂点においた無数のピラミッド的ヒエラルキーの積み重ねだと言われるが、近代においては、国民の意識がすべての小ピラミッドが天皇を中心とした同心円上に位置するようその序列秩序を組み替えられた。幕府から藩にはじまり、末端の農村に隷属していた被差別部落をその伝統的な支配から解き放ち、あらためて登場した天皇のもとに直接支配する階層として位置づけ直したのである。布告こそ、そのための被差別部落への宣言に他ならない。その際、各階層間に存在する矛盾をどうするかは、政府にとって関心の埒外にあった。被差別部落が一般民衆から差別を受けようとも、また受けなくなろうともと重大な関心事ではなく、また、被差別部落の側がどのような運動をしようとも、描かれた同心円上に存在さえすれば問題はなかった。勿論、極端な両翼は「弾圧」という方法で切って捨てるが、基本的に水平運動であろうと融和運動であろうと天皇制にとってはさしたる問題ではなかった。

1927年、北原泰作は軍隊内の差別に抗して天皇直訴事件を起こし、軍法会議で懲役1年の判決を受ける。この事件は、海外でも評判を呼びイギリスのロンドン・タイム紙でも報じられたが、その記事の全文とその邦訳が『融和事業研究』（第1集 1930年7月15日）に「捨てられたるもの

反抗の階級（The honowr of the "Eta" A class in revolt）」として掲載される。決して徹底弾圧ではなく、天皇直訴は、結果として同心円上の被差別部落の位置を再確認することとなり、天皇制と政府にとっては極めて有益であった。

最近では学術的に「賤称廃止令」と呼ばれるが、この布告は長年「解放令」と呼ばれてきた。そう呼ばれることにこそこの布告が国家にとってもっとも重要な役割があったと考えられる。同様の役割を果たした布告に、1872年の娼妓に関する布告もある。そもそも公娼制度の廃止という概念そのものが存在しない時代にその身分の解放などという施策があろうはずがない。

ところで、こうした政府の意図は、具体的な作業を要した。共同体の解体は、いまだ始まったばかりで、直接その共同体に対するアプローチが必要であった。そのために「国策」としての部落問題の施策を展開する一方で、人材を囲い込むなどの施策も必要であった。そうした作業の集大成として、大政翼賛会の地方部としての被差別部落が位置づけられ、このとき国家は完成する。

更に、「地方問題」として「融和」がはかられていた当時、ある時期を境に「同和」問題として再登場する。この言葉は摂政であった当時の天皇裕仁の1926年の「勅語」から採ったとされるが、満州移民をそのもっと大きい柱とする翼賛体制への部落ぐるみの積極的参加という質的な転換と山本政夫の関係説明は極めて重要な意味をもつと考えられる。

「ブハーリン主義者」山本政夫が当面その主義者のまま、如何なるプロセスを経て大政翼賛会へと向かっていったのか、地元の経済的活動から広島県社会課の嘱託職員をつとめ、中央融和事業協会を中心的になう活動家として変貌する際、国家は彼に何をしたのか。そしてそのことを通して被差別部落に何をしたのか。山本政夫研究は、国家と被差別部落の関係史を個別ではあるが、具体的に照らし、更に日本の近代を問い直すものとなる。

戦後、部落解放運動は、自らの歴史的根拠として水平社と水平社宣言において展開されてきた。融和運動批判はあっても水平運動批判は内部からは乏しい。水平社宣言の「人間を尊敬する」ことに有馬頼寧がひどく感動し同愛会につながったという評価もある。果たしてそうだろうか。それは、差別の論理的不合理性を認識することによってではなく、「尊敬する」という情緒によったに過ぎない。他方、部落問題は融和主義の国家的収斂の体系として同和問題とされた。その同和問題という言葉をそのまま、無批判的無媒介的に継承してしまい、それ自体を危機としないでこれまでを過ごしてきた結果は、目に見えている。

また、水平運動を手放して賛美し続ける限り、水平運動を越える何ものかを手にいれることは不可能である。

（やまもと しんいち）